

平成30年第1回定例会（3月23日）

アウガ問題調査特別委員会
調査報告書

委員長 丸野 達夫

副委員長 山 脇 智

はじめに

【アウガの誕生】

「フェスティバルシティ アウガ」は、青森市の玄関口である駅前の町づくりのため青森市等が出資して、地階に新鮮市場、1階から4階までに商業テナント、4階の一部から8階までに図書館や男女共同参画プラザなどの市の公共施設が配置され、平成13年1月にオープンした。

【青森駅前再開発ビル株式会社の設立と支援】

「青森駅前再開発ビル株式会社」は、アウガを管理運営する管理主体として設立されたが、同社は、多額の長期借入金から生じる利息負担のほか、長引く景気低迷などを背景に、売上げが伸び悩むなど、平成13年のアウガのオープン当初から厳しい経営状況が続いた。

青森市は、市民共有の財産であり本市の中心市街地活性化に必要な施設という役割を担うアウガを存続させるべく、平成20年2月と5月に金融機関の債権を市が取得することによる支払利息の低減を実施するなど公金を投入し、経営改善に向けたさまざまな支援を行ってきた。

【青森市議会でのこれまでの議論】

青森市がこれまで青森駅前再開発ビル株式会社に行ってきた、こうした各種支援策については、青森市議会でも多くの時間を割いて議論してきた。

とりわけ、同社への2億円の緊急融資にかかわる議案を審議した平成21年第2回青森市議会臨時会においては、2日間にわたり11人の議員が質疑を行い、当該議案は全会一致で可決された。

【青森駅前再開発ビル株式会社の整理】

しかしながら、青森駅前再開発ビル株式会社は、平成27年度決算において約23億9000万円の債務超過となったこと等を踏まえ、平成29年3月に解散し、特別清算により同社を整理するために、平成29年第3回青森市議会定例会において、青森市は同社に対する貸付金を初めとする債権、約17億5000万円を放棄する議案を提出し、当該議案は全会一致で可決された。

【青森市議会の責務】

青森駅前再開発ビル株式会社には、青森市の中心市街地活性化に必要な施設として多額の公金が投入されてきたが、青森市議会は、関係する議案の議決に対する市民への説明責任があるとともに、青森市民の税金を原資とした

同社に対する債権を放棄せざるを得なかったことに対し、同社の活動が出資等の目的に沿うように行われ、効果を上げてきたかどうかを調査することは、二元代表制の下、執行機関を監視し、評価する市民を代表する議決機関の責務であるものと考えている。

【アウガ問題調査特別委員会の設置】

こうしたことから、平成 29 年第 1 回青森市議会定例会会期中の 3 月 21 日にアウガ問題に関する調査特別委員会が設置され、平成 24 年度に青森駅前再開発ビル株式会社が行った事業を中心に調査を行ったが、平成 29 年第 2 回青森市議会定例会開会日である 6 月 5 日に、同委員会から問題のある事実等が明らかになった事項とともに、事実の確認ができずに疑義が残る事項等が報告された。

その後、平成 29 年第 1 回青森市議会臨時会会期中の 7 月 10 日に市民から提出された「アウガ問題のさらなる調査のための 100 条調査権を付与した特別委員会を早急に設置することを求める請願」は、翌 11 日に賛成多数で採択され、その後提出された「アウガ問題の調査に関する決議」が賛成多数で可決、100 条調査権を付与されたアウガ問題調査特別委員会が同日に設置された。

【結び】

アウガ問題調査特別委員会では、アウガ問題に関する調査特別委員会で疑義の残った事項及びアウガが経営破綻に陥るに至るまでの行政関係等の関与の状況調査を行うことにより、アウガに対する市の事務のあり方を調査したものであるが、調査に当たり御協力をいただいた証人を初めとする多くの関係者の皆様に、この場をお借りして深く感謝申し上げますとともに、本報告が今後の青森市の政策推進の一助となることを期待するものである。

目 次

| | | |
|----|--------------------------|----|
| 1 | 特別委員会の設置 | 1 |
| 2 | 調査事項（具体的な調査事項） | 2 |
| 3 | 調査権限 | 3 |
| 4 | 特別委員会の開催状況 | 3 |
| 5 | 証人、参考人、執行機関の出頭等 | 6 |
| 6 | 記録、資料等の提出 | 12 |
| 7 | 地方自治法第98条第1項の規定に基づく事務の検査 | 18 |
| 8 | 調査の結果 | 19 |
| 9 | 委員会の所見 | 26 |
| 10 | 調査経費 | 30 |
| 11 | その他 | 30 |
| 12 | 参考資料 | 30 |

1 特別委員会の設置

(1) 設置の経緯

| 年月日 | 内 容 |
|------------|--|
| H29. 3. 13 | ○平成 29 年第 1 回定例会の予算特別委員会（1 日目）において、中村美津緒委員がアウガに関する質疑を行ったが、執行部が答弁に時間を要し、翌日に持ち越すこととなった。 |
| H29. 3. 14 | ○平成 29 年第 1 回定例会の予算特別委員会（2 日目）において、前日に引き続き、中村美津緒委員がアウガに関する質疑を行ったが、執行部からの答弁に不十分な部分が見受けられた。 ○上記を理由に、アウガ問題に関する調査特別委員会の設置を求めるため、休会日としていた平成 29 年 3 月 21 日に会議を開くよう、渋谷勲議員ほか 19 人から請求があった。 |
| H29. 3. 21 | ○会議を開き、アウガ問題に関する調査特別委員会の設置が、賛成多数で可決された。 |
| H29. 6. 5 | ○平成 29 年第 2 回定例会開会日において、アウガ問題に関する調査特別委員会から問題のある事実等が明らかになった事項とともに、事実の確認ができずに疑義が残る事項等が報告された。 |
| H29. 6. 30 | ○平成 29 年第 2 回定例会閉会日において、アウガ問題に関する調査特別委員会で疑義が残る事項等に関してさらなる調査を行う必要があることを理由とした、「アウガ問題のさらなる調査のための 100 条調査権を付与した特別委員会を設置する決議」が賛成多数で可決された。 ○上記決議の可決を受けて、調査事項、調査権限、調査経費等を定めた「アウガ問題の調査に関する決議」が賛成多数で可決された。 |
| H29. 7. 3 | ○平成 29 年第 2 回定例会閉会日において、「アウガ問題の調査に関する決議」の審議中、山脇智議員の「予算編成で措置する必要がある」との発言に対し、地方自治法第 112 条第 1 項ただし書による市長に専属する予算の調整権及び提案権を脅かすものであることを理由として、当該決議の議決を再議に付す再議書が市長から議長に提出された。 |
| H29. 7. 10 | ○平成 29 年第 1 回臨時会において、「アウガ問題の調査に関する決議」の再議の件は、賛成少数で、さきの議決のとおり可決と決定することは否決された。 |

| 年月日 | 内 容 |
|------------|--|
| H29. 7. 11 | <p>○「アウガ問題のさらなる調査のための100条調査権を付与した特別委員会を早急に設置することを求める請願」が市民から提出され、賛成多数で採択された。</p> <p>○上記請願の採択を受けて、議員から提出された「アウガ問題の調査に関する決議」が賛成多数で可決され、アウガ問題調査特別委員会が設置された。</p> |

(2) 委員会の定数

10人

(3) 委員長、副委員長、委員の氏名

| | | | |
|------|-------|----|-------|
| 委員長 | 丸野達夫 | 委員 | 長谷川章悦 |
| 副委員長 | 山脇智 | 委員 | 藤原浩平 |
| 委員 | 中村美津緒 | 委員 | 仲谷良子 |
| 委員 | 木戸喜美男 | 委員 | 秋村光男 |
| 委員 | 里村誠悦※ | 委員 | 赤木長義 |
| 委員 | 小豆畑緑※ | | |

※ 平成29年12月7日に里村誠悦委員が辞任し、同日付で小豆畑緑委員が選任された。

2 調査事項（具体的な調査事項）

(1) アウガ問題に関する調査特別委員会で疑義の残った事項

- ア あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る工事の入札における見積もり合わせに関する事項
- イ ヤマト運輸株式会社の出店に伴う工事におけるスプリンクラーの移設・増設に関する事項
- ウ 平成25年3月に行った地階飲食店の出店に伴う工事及び「アウガ1階水の遊歩道工事①」、「アウガ1階水の遊歩道工事②」、「アウガ1階1-8区画ガールフレンド」の工事に対し、青森駅前再開発ビル株式会社が工事費を負担していたことに関する事項
- エ 青森駅前再開発ビル株式会社が行った国等の補助事業工事の手順に関する事項

(2) アウガが経営破綻に陥るに至るまでの行政関係等の関与の状況調査

ア あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業における活性化（ソフト）事業に関する事項

イ 青森駅前再開発ビル株式会社の取締役会に関する事項

3 調査権限

地方自治法第 100 条第 1 項及び同法第 98 条第 1 項

4 特別委員会の開催状況

| 回数 | 開催日 | 協議案件等 |
|-------|------------|--|
| 第 1 回 | H29. 7. 11 | 1 委員長及び副委員長の互選 |
| 第 2 回 | H29. 7. 31 | 1 アウガ問題調査特別委員会運営要領（案）について 2 調査事項について 3 記録の提出等について 4 その他 |
| 第 3 回 | H29. 8. 9 | 1 記録の提出期限の延長について 2 調査事項と出資との関連性について 3 記録の提出について 4 その他 |
| — | H29. 8. 10 | 地方自治法第 98 条第 1 項の規定に基づく事務の 検査の実施 |
| 第 4 回 | H29. 8. 16 | 1 事務の検査結果について 2 上申書について 3 記録の提出について 4 その他 |
| 第 5 回 | H29. 8. 25 | 1 平成 24 年度青森市中心市街地活性化協議会議事 録について 2 上申書への対応について 3 証人喚問について 4 記録の提出期限の延長について 5 記録の提出について 6 その他 |

| 回数 | 開催日 | 協議案件等 |
|------|-------------|---|
| 第6回 | H29. 8. 28 | 1 記録の提出について 2 証人喚問について 3 その他 |
| 第7回 | H29. 9. 1 | 1 市から提出された記録について 2 これまで提出された記録について 3 顧問弁護士の選定について 4 その他 |
| 第8回 | H29. 9. 8 | 1 記録の提出について 2 関係人に対する質問について 3 その他 |
| 第9回 | H29. 9. 19 | 1 顧問弁護士の選定について 2 これまで提出された記録等について 3 中間報告について 4 その他 |
| 第10回 | H29. 10. 10 | 1 上申書への回答について 2 本委員会からの質問に対する回答について 3 証人喚問等について 4 その他 |
| 第11回 | H29. 10. 16 | 1 参考人招致について 2 関係人に対する質問について 3 その他 |
| 第12回 | H29. 10. 19 | 1 参考人招致について 2 青森駅前再開発ビル株式会社代表清算人からの申し出について 3 問い合わせ事項について 4 その他 |
| 第13回 | H29. 11. 1 | 1 参考人からの意見聴取について 2 本委員会からの質問に対する回答について 3 これまで提出された記録について 4 その他 |

| 回数 | 開催日 | 協議案件等 |
|------|-------------|---|
| 第14回 | H29. 11. 13 | 1 証人喚問について 2 証人喚問要求について 3 記録の提出について 4 関係人に対する質問について 5 その他 |
| 第15回 | H29. 11. 22 | 1 これまで提出された記録等について 2 証人喚問の質問要旨等について 3 メモ等の持参について 4 出頭日時の変更について 5 証人喚問について 6 本委員会からの質問に対する回答について 7 その他 |
| 第16回 | H29. 11. 28 | 1 証人尋問について 2 その他 |
| 第17回 | H29. 12. 3 | 1 証人尋問について 2 証人喚問について 3 証人喚問要求について 4 その他 |
| 第18回 | H29. 12. 4 | 1 証人尋問について 2 その他 |
| 第19回 | H29. 12. 13 | 1 証人喚問について 2 証人喚問要求について 3 これまで提出された記録について 4 その他 |
| 第20回 | H29. 12. 20 | 1 本委員会からの質問に対する回答について 2 関係人に対する質問について 3 中間報告について 4 その他 |
| 第21回 | H30. 1. 12 | 1 本委員会からの質問に対する回答について 2 その他 |
| 第22回 | H30. 1. 12 | 1 証人尋問について 2 その他 |

| 回数 | 開催日 | 協議案件等 |
|--------|------------|--|
| 第 23 回 | H30. 1. 26 | 1 これまで提出された記録等について 2 関係人に対する質問について 3 その他 |
| 第 24 回 | H30. 2. 1 | 1 調査結果について 2 関係人に対する質問について 3 その他 |
| 第 25 回 | H30. 2. 8 | 1 これまで提出された記録等について 2 調査結果について 3 その他 |
| 第 26 回 | H30. 2. 22 | 1 調査結果について 2 関係人に対する質問について 3 その他 |
| 第 27 回 | H30. 3. 8 | 1 調査報告書（案）について 2 その他 |

5 証人、参考人、執行機関の出頭等

(1) 証人（8名）

| 証人職氏名 | 出頭日 | 証言を求める事項 |
|-----------------------------------|-------------|---|
| 工藤 信孝 氏 (有限会社 沼田建設 元 社員) | H29. 11. 28 | 1 地階あおもり食街道について 2 1階スイーツコーナーについて 3 ヤマト運輸株式会社の出店に伴う工事におけるスプリンクラーの移設・増設について 4 地階飲食店りんご箱について 5 アウガ1階水の遊歩道について 6 アウガ1階1-8区画ガールフレンドについて |
| 藤本 淳 氏 (元 藤本建築 社員) | H29. 11. 28 | 1 地階あおもり食街道について 2 1階スイーツコーナーについて |

| 証人職氏名 | 出頭日 | 証言を求める事項 |
|---|-----------------------|--|
| 木村 勝治 氏 (元 青森駅前 再開発ビル 株式会社 常務取締役) | H29.11.28 H29.12.4 | 1 落札業者決定の経緯等について 2 ヤマト運輸株式会社の出店経緯等について 3 地階飲食店りんご箱について 4 アウガ1階水の遊歩道について 5 アウガ1階1-8区画ガールフレンドについて 6 青森市「食」街道めぐり事業補助金完了実績報告書について 7 情報発信事業について 8 株式会社BSMモニタリング資料について 9 取締役会について |
| 福島 政樹 氏 (元 青森駅前 再開発ビル 株式会社 職員) | H29.12.3 | 1 地階あおもり食街道について 2 1階スイーツコーナーについて 3 ヤマト運輸株式会社の出店経緯等について 4 地階飲食店りんご箱について 5 アウガ1階水の遊歩道について 6 アウガ1階1-8区画ガールフレンドについて 7 平成24年度戦略的中心市街地商業等活性化支援事業について 8 青森市「食」街道めぐり事業補助金について 9 情報発信事業について 10 青森駅前再開発ビル株式会社について |
| 川田 清明 氏 (有限会社 アクティブ ワークス 代表取締役) | H29.12.4 | 1 有限会社アクティブワークスについて 2 青森駅前再開発ビル株式会社とのかかわりについて 3 あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業における活性化(ソフト)事業の内容について 4 同事業受注に至る経緯について 5 同事業における青森駅前再開発ビル株式会社から示された仕様書について 6 同事業における青森駅前再開発ビル株式会社からの見積もり依頼方法について |

| 証人職氏名 | 出頭日 | 証言を求める事項 |
|---|------------|--|
| 川田 清明 氏 (有限会社 アクティブ ワークス 代表取締役) | H29. 12. 4 | 7 同事業における見積書の提出方法について 8 同事業で提出した見積書の内容について 9 同事業における株式会社ジャパングリエイティブ及び株式会社東北博報堂の見積書について 10 同事業における見積書作成に当たり、青森駅前再開発ビル株式会社から受けた説明の具体的な内容について 11 同事業における見積書提出業者とのかかわりについて 12 同事業におけるテレビCMの見積もり作成方法について 13 同事業におけるテレビCMの発注方法について |
| 野呂 周生 氏 (元 青森駅前 再開発ビル 株式会社 契約職員) | H29. 12. 4 | 1 地階あおもり食街道について 2 1階スイーツコーナーについて 3 ヤマト運輸株式会社の出店経緯等について 4 地階飲食店りんご箱について 5 アウガ1階水の遊歩道について 6 アウガ1階1-8区画ガールフレンドについて 7 青森市「食」街道めぐり事業補助金完了実績報告書について 8 青森駅前再開発ビル株式会社について |
| 明本 成男 氏 (元 青森駅前 再開発ビル 株式会社 営業企画部 次長) | H30. 1. 12 | 1 青森駅前再開発ビル株式会社に入社した経緯について 2 青森駅前再開発ビル株式会社内の職務について 3 あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業へのかかわりについて 4 青森駅前再開発ビル株式会社の経営について |

| 証人職氏名 | 出頭日 | 証言を求める事項 |
|---|------------|--|
| 明本 成男 氏 (元 青森駅前 再開発ビル 株式会社 営業企画部 次長) | H30. 1. 12 | 5 あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る競争見積もり提出業者選定から低落札業者決定に至るまでの経緯について 6 ヤマト運輸株式会社の出店に伴う工事におけるスプリンクラーの移設・増設工事に至るまでの経緯について 7 スプリンクラーの移設・増設工事に関する施工業者とのやりとりについて 8 アウガ1階水の遊歩道工事①、②の見積もり選定から工事発注に至るまでの経緯について 9 アウガ1階1-8区画ガールフレンドの見積もり提出から工事発注に至るまでの経緯について 10 アウガ1階1-8区画ガールフレンドの内装工事に係る有限会社沼田建設の施工内容について 11 アウガ1階1-8区画ガールフレンドの業務委託について 12 平成25年3月に行った地階飲食店の出店に伴う工事及び「アウガ1階水の遊歩道工事①」、「アウガ1階水の遊歩道工事②」、「アウガ1階1-8区画ガールフレンド」の工事に対し、青森駅前再開発ビル株式会社が工事費を負担した現場において、担った職務内容について 13 青森駅前再開発ビル株式会社が工事費を負担した現場において、見積もり内容選定から工事完了に至るまでの経緯について 14 青森駅前再開発ビル株式会社が行った国等の補助事業工事の手順に関する営業企画部次長としての役割について |

| 証人職氏名 | 出頭日 | 証言を求める事項 |
|---|------------|---|
| 明本 成男 氏 (元 青森駅前 再開発ビル 株式会社 営業企画部 次長) | H30. 1. 12 | 15 青森駅前再開発ビル株式会社が行った国等の補助事業工事公募申請から実績報告書提出までの営業企画部次長としてのかかわりについて 16 あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業における活性化(ソフト)事業に係る競争見積もり提出業者選定から低落札業者決定に至るまでの経緯について 17 活性化(ソフト)事業に係る低落札業者と営業企画部次長としてのかかわり方について 18 取締役会での確認事項について 19 取締役会における議事のあり方について |
| 沼田 智光 氏 (有限会社 沼田建設 代表取締役) | H30. 1. 12 | 1 青森駅前再開発ビル株式会社とかかわることになった経緯について 2 あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に対する認識について 3 青森駅前再開発ビル株式会社とのやりとりについて 4 有限会社沼田建設元社員工藤信孝氏に委任していた仕事の範囲等について 5 アウガ地階飲食店りんご箱について 6 あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る競争見積もり提出に至るまでの経緯について 7 ヤマト運輸株式会社の出店に伴う工事におけるスプリンクラーの移設・増設工事に至るまでの経緯について 8 スプリンクラーの移設・増設に関する元社員工藤信孝氏との連絡のやりとりについて |

| 証人職氏名 | 出頭日 | 証言を求める事項 |
|------------------------------------|------------|--|
| 沼田 智光 氏 (有限会社 沼田建設 代表取締役) | H30. 1. 12 | 9 スプリンクラーの移設・増設工事に関し、追加工事で相殺した具体的な内容について 10 アウガ1階水の遊歩道工事①、②の見積もり提出から工事受注に至るまでの経緯について 11 アウガ1階1-8区画ガールフレンドの見積もり提出から工事受注に至るまでの経緯について 12 アウガ1階1-8区画ガールフレンドの下請け業者発注に至る経緯について 13 平成25年3月に行った地階飲食店の出店に伴う工事及び「アウガ1階水の遊歩道工事①」、「アウガ1階水の遊歩道工事②」、「アウガ1階1-8区画ガールフレンド」の工事に対し、青森駅前再開発ビル株式会社が工事費を負担した現場において、有限会社沼田建設が受注するまでの経緯について 14 青森駅前再開発ビル株式会社が工事費を負担した現場において、沼田代表取締役の関与から代表取締役決裁に至るまでの経緯について 15 青森駅前再開発ビル株式会社が行った国等の補助事業工事の手順に関する沼田代表取締役の関与から代表取締役決裁に至るまでの経緯について 16 青森駅前再開発ビル株式会社が行った国等の補助事業工事における沼田代表取締役の役割について 17 青森駅前再開発ビル株式会社が行った国等の補助事業工事における元社員藤信孝氏との情報共有について |

(2) 参考人（1名）

| 参考人職氏名 | 意見聴取日 | 意見を聴く案件 |
|--|------------|---|
| 山下 知徳 氏 （元 青森駅前 再開発ビル 株式会社 経理担当職員） | H29. 11. 1 | 1 アウガ問題に関する調査特別委員会で 疑義の残った事項 2 アウガが経営破綻に陥るに至るまでの 行政関係等の関与の状況調査 |

(3) 執行機関

| 説明のため出席した者の職氏名 | 出席日 | 質疑者 |
|--|-------------|-----------|
| 経済部長 堀内 隆博 経済部次長 横内 信満 経済政策課長 工藤 健志 | H29. 9. 1 | 中村 美津緒 委員 |
| 経済部長 堀内 隆博 経済部次長 横内 信満 経済政策課長 工藤 健志 経済政策課 副参事 中村 敦 経済政策課 主幹 阿部 有一郎 経済政策課 主幹 堀 真 | H29. 11. 22 | 中村 美津緒 委員 |
| 経済部長 堀内 隆博 経済部次長 横内 信満 経済政策課長 工藤 健志 | H30. 2. 8 | 中村 美津緒 委員 |

6 記録、資料等の提出

(1) 地方自治法第100条第1項の規定に基づき提出を求めた記録

| 要求先 | 記録の名称等 | 備考 |
|-------------------------------------|---|---------------------|
| 鈴木 規央 氏 （青森駅前再開発ビル 株式会社代表清算人） | 1 平成 24 年度戦略的中心市街地商 業等活性化支援事業公募申請書 （公募申請提出日 平成 24 年 2 月 23 日） 2 平成 24 年度戦略的中心市街地商 業等活性化支援事業補助金交付申 請書（交付申請提出日 平成 24 年 7 月 18 日） | 1 の記録は 不存在のため未提出 |

| 要求先 | 記録の名称等 | 備考 |
|--|---|------------------------------|
| <p>鈴木 規央 氏 (青森駅前再開発ビル 株式会社代表清算人)</p> | <p>3 平成 24 年度戦略的中心市街地商業等活性化支援事業補助金に係る補助事業実績報告書（実績報告書提出日 平成 25 年 4 月 9 日）</p> <p>4 地階飲食店の出店に伴う工事の見積書</p> <p>5 青森駅前再開発ビル株式会社が行った工事について市が調査した中で記載誤りのある契約書が合計 7 通確認された契約書</p> <p>6 「アウガ 1 階水の遊歩道工事①、②」「アウガ 1 階 1 - 8 区画ガールフレンド」に関する工事の見積書</p> <p>7 青森駅前再開発ビル株式会社内監業者一覧を示す書類</p> <p>8 青森駅前再開発ビル株式会社計算書類（決算書一式）第 20 期、第 21 期、第 22 期</p> <p>9 青森駅前再開発ビル株式会社平成 24 年度取締役会議事録</p> <p>10 青森駅前再開発ビル株式会社平成 23 年度及び平成 25 年度取締役会議事録</p> <p>11 平成 29 年 10 月 26 日付けで提出のあった記録の中で、「青森駅前再開発ビル株式会社が行った工事について市が調査した中で記載誤りのある契約書が合計 7 通確認された契約書」に添付されている書類に、「※代表者名（古山社長）の誤記載については、上記とは別に複数ある。」と記載のあった当該契約書</p> | <p>7 の記録は 不存在のため未提出</p> |

| 要求先 | 記録の名称等 | 備考 |
|--------------------------------|--|------------------------------|
| 沼田 智光 氏 (有限会社沼田建設 代表取締役) | <ol style="list-style-type: none"> 1 平成 24 年 7 月 25 日「アウガ 1 階『スイーツコーナー』工事」の工事請負契約書(請負金額 7,200,000 円) 2 平成 24 年 7 月 25 日「アウガ 1 階『スイーツコーナー』工事」の工事請負契約仕様書に記載されている「甲」指定の申請書に作業時間、技術者等作業員の人数・名前等必要事項を記入した書類一式 3 平成 24 年 12 月 3 日「アウガ地階『食の街道めぐり・テナント新設工事』」の工事請負契約書(請負金額 16,999,500 円) 4 平成 24 年 6 月 27 日「アウガ地階『区画整備・テナント新設工事他』」の工事請負契約書(請負金額 8,400,000 円) 5 平成 24 年 6 月 27 日「アウガ地階『区画整備・テナント新設工事他』」の見積書(見積金額 8,400,000 円) 6 平成 25 年 3 月 5 日「アウガ地階郷土料理店『りんご箱』新設工事」の工事請負契約書(請負金額 19,998,090 円) 7 平成 25 年 3 月 5 日「アウガ地階郷土料理店『りんご箱』新設工事」の見積書(見積金額 19,998,090 円) 8 平成 24 年 4 月 23 日「アウガ 1 階『水の遊歩道』工事①」の工事請負契約書(請負金額 1,680,000 円) 9 平成 24 年 4 月 23 日「アウガ 1 階『水の遊歩道』工事①」の見積書(見積金額 1,680,000 円) 10 平成 24 年 4 月 23 日「アウガ 1 階『水の遊歩道』工事②」の工事請負契約書(請負金額 2,971,500 円) | 2・5・7・9 の記録は 不存在のため未提出 |

| 要求先 | 記録の名称等 | 備考 |
|-----------------------------------|--|-----------------------------|
| 沼田 智光 氏 (有限会社沼田建設 代表取締役) | 11 平成 24 年 4 月 23 日「アウガ 1 階 『水の遊歩道』工事②」の見積書(見 積金額 2,971,500 円) 12 平成 24 年 6 月 27 日「アウガ 1 階 1-8 区画ガールフレンド『新規テ ナント』増設工事」の工事請負契約 書(請負金額 8,820,000 円) 13 平成 24 年 6 月 27 日「アウガ 1 階 1-8 区画ガールフレンド『新規テ ナント』増設工事」の見積書(見積 金額 8,820,000 円) | 11・13 の 記録は 不存在のため未提出 |
| 小野寺 晃彦 青森市長 | 1 青森市「食」街道めぐり事業補助 金交付申請書 2 青森市「食」街道めぐり事業補助 金完了実績報告書 3 株式会社 B S M モニタリング資料 平成 23 年度・平成 24 年度・平成 25 年度 4 株式会社 B S M モニタリング資料 のうち、平成 23 年度・平成 24 年度・ 平成 25 年度を除き保有している資 料一式 | |
| 松田 隆 氏 (株式会社カクヒロ船場 代表取締役社長) | 1 請負代金 14,800,000 円ガールフ レンドアウガ店内内装工事に係る 見積書 2 請負代金 14,800,000 円ガールフ レンドアウガ店内内装工事に係る 工事請負契約書 3 請負代金 14,800,000 円ガールフ レンドアウガ店内内装工事に係る 工程表 | |

| 要求先 | 記録の名称等 | 備考 |
|--|---|-------------------------------|
| <p>木村 精郎 氏 (エス・アイ・アール 建築計画事務所代表)</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 青森市「食」街道めぐり事業補助金完了実績報告書に添付されている「見積依頼における仕様書について」の文書のうち、見積依頼における仕様書 2 青森市「食」街道めぐり事業補助金完了実績報告書に添付されている「見積依頼における仕様書について」の文書のうち、見積依頼に使用した設計図面 3 青森市「食」街道めぐり事業補助金完了実績報告書に添付されている「見積依頼における仕様書について」の文書のうち、見積依頼に使用した別紙平面図 | <p>1の記録は不在のため未提出</p> |
| <p>藤本 淳 氏 (株式会社森の風工房 代表取締役)</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 平成24年度あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る「アウガビル1階スイーツコーナー工事」の見積書 2 平成24年度あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る「地下1階西通りテナントあおもり食街道」の見積書 | <p>1・2の記録は別法人が保有していたため未提出</p> |
| <p>村山 公之 氏 (ムラヤマ建設工業 株式会社代表取締役)</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 平成24年度あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る「1階テナントスイーツコーナー新設工事」の見積書 2 平成24年度あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る「地下テナントフードコート新設工事」の見積書 | |

| 要求先 | 記録の名称等 | 備考 |
|---|--|-------------------------|
| 川田 清明 氏 (有限会社アクティブ ワークス代表取締役) | 1 平成 24 年度あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る情報発信事業におけるアウガ地下1階「あおもり食街道」イベント・チラシ・CMの見積書 2 平成 24 年度あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る情報発信事業において、放送会社に対してテレビCM放送料として支払いをしたことを示す書類 | |
| 平澤 新一 氏 (株式会社ジャパン クリエイティブ 代表取締役) | 1 平成 24 年度あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る情報発信事業におけるアウガ地下1階「あおもり食街道」イベント・チラシ・CMの見積書 | 1 の記録は 不存在の ため未提出 |
| 細谷 宗生 氏 (株式会社東北博報堂 青森支社支社長) | 1 平成 24 年度あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る情報発信事業におけるアウガ地下1階「あおもり食街道」イベント・チラシ・CMの見積書 | 1 の記録は 不存在の ため未提出 |
| 杉田 浩 青森市代表 監査委員 | 1 平成 24 年度、平成 27 年度財政援助団体等監査資料青森駅前再開発ビル株式会社 | |

(2) 地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づかず任意で要求した資料

| 要求先 | 記録の名称等 | 備考 |
|-------------|-----------------------------|----|
| 小野寺 晃彦 青森市長 | 1 平成 24 年度青森市中心市街地活性化協議会議事録 | |

(3) 任意で行った文書による質問

【相手方】

- ア 沼田 智光 氏（有限会社沼田建設 代表取締役）
- イ 木村 勝治 氏（元青森駅前再開発ビル株式会社 常務取締役）
- ウ 村山 公之 氏（ムラヤマ建設工業株式会社 代表取締役）
- エ 藤本 淳 氏（元藤本建築 社員）
- オ 古山 善猛 氏（元青森駅前再開発ビル株式会社 代表取締役社長）
- カ 加賀谷 久輝 氏（元青森駅前再開発ビル株式会社 代表取締役副社長）
- キ 澤谷 壽光 氏（元青森駅前再開発ビル株式会社 代表取締役社長）
- ク 明本 成男 氏（元青森駅前再開発ビル株式会社 営業企画部次長）
- ケ 野呂 和生 氏（元青森駅前再開発ビル株式会社 代表取締役社長）
- コ 佐々木 淳一 氏（元青森駅前再開発ビル株式会社 代表取締役社長）
- サ ヤマト運輸株式会社のスプリンクラーの法定点検業務を行った業者

7 地方自治法第 98 条第 1 項の規定に基づく事務の検査

(1) 検査対象事務

青森市「食」街道めぐり事業

(2) 検査日時

平成 29 年 8 月 10 日（木曜日）午後 1 時 30 分～午後 3 時 28 分

(3) 検査委員

丸野達夫委員長、山脇智副委員長、中村美津緒委員、里村誠悦委員、藤原浩平委員、仲谷良子委員、秋村光男委員の 7 名

(4) 事務の検査結果（指摘事項）

青森市「食」街道めぐり事業補助金完了実績報告書に添付されている関係書類のうち、③補助事業の成果を証する書類の施設整備費書類一式の 1 階「スイーツコーナー」の「工事業者決定について」の書類に工事業者を決定した日付が記載されていなかった。

市が青森市「食」街道めぐり事業補助金の交付額を確定する際、当該書類に工事業者を決定した日付を記載するよう同社を指導し、補正させるべきであった。

8 調査の結果

(1) アウガ問題に関する調査特別委員会で疑義の残った事項

ア あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る工事の入札における見積もり合わせに関する事項

地方自治法第100条第1項の規定に基づき、青森市長に対し提出を求めた記録のうち、青森駅前再開発ビル株式会社（以下「ビル会社」という。）が市に提出した青森市「食」街道めぐり事業補助金完了実績報告書では、アウガ地階「あおもり食街道」及び1階「スイーツコーナー」の施設整備に係る工事において、「見積り依頼業者を集め、設計図面をもとにSIR建築計画事務所・木村建築士の指示にて各項目を指示してもらい各社へ見積書を作成してもらった。」と記載されていた。

また、「青森市などの行政の入札に入っており、なお且つ青森市において評判がいい業者3社を選定し工事の見積もり依頼をした。」との記載があり、その3社は、受注業者である有限会社沼田建設とムラヤマ建設工業株式会社及び藤本建築であった。

さらに、「工事内容の確認と見積もり金額を照らし合わせ、最終的に決定することとなった。また、沼田建設においては当社の内観業者※の一つでもあり、見積もり金額が一番安かった点や、地階・地上階の工事にも携わっているため、最終的に沼田建設へ決定した次第である。」と、見積書作成依頼から受注業者決定までのプロセスが整理されていた。

※書類上の表記であるが、正しくは内監業者

一方、地方自治法第100条第1項の規定に基づき、エス・アイ・アール建築計画事務所代表に対し記録の提出を求めたところ、同事務所が記録提出の際に本委員会に提出したかがみ文書には、「当社が本工事に携わった内容は、建設会社より設計図面のみの依頼を受けましたので、見積もりに関する資料は御座いません。また、打合せについても、建設会社とは行いましたが、アウガ側とは一切行っておりません。」と記載されていた。

また、ムラヤマ建設工業株式会社に対して、任意で文書による質問を行ったところ、同社から2回目に提出された補足の文書には、「イメージ図が添付された設計図面数枚、工事種別及び仕様が記載され、金額が記載されていない参考内訳書」をもとに、有限会社沼田建設の元社員である工藤信孝氏から、「工事内容の説明を受け、その場で見積書の作成を行いました。工藤信

孝氏から価格の指示を受けたというよりは、工藤信孝氏も分からないような感じでしたので、お互い相談しあいながら見積書の作成を行いました。」との回答があり、「見積書作成にあたり、金額の相談があったことは事実でございます。詳細数量等の記載資料がなかったために、電気工事や設備工事等の項目等、かなりおおざっぱな見積金額を記載したと記憶しております。」との回答があった。

また、元藤本建築の社員である藤本淳氏は、証人尋問において、当時、電話により工藤信孝氏から見積もり依頼を受けており、工事対象箇所などの面積等が記されたものがファックスで自宅に送られてきて、その際に示された金額を参考にするようにと言われて見積もりを作成した記憶はあると証言した。

さらに、有限会社沼田建設の元社員である工藤信孝氏は、証人尋問において、ビル会社から見積もり及び相見積もりの依頼を受け、相見積もりに関しては、仲のいい会社を目安となる参考金額を示しながらお願いし、相見積もりも取りまとめてビル会社に提出したと思うと証言した。

以上のことから、あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る工事の入札における見積もり合わせに関しては、競争見積もりにより受注業者を決定したのではなく、ビル会社が有限会社沼田建設に当該工事を発注するとともに相見積もりも依頼した可能性が極めて高いものとする。

なお、調査の過程において、アウガ地階「あおもり食街道」及び1階「スイーツコーナー」の工事請負契約書中、「(甲)発注者、(乙)受注者」と記載すべきところを、「(甲)発注者、(甲)発注者」と誤って記載されていることを確認した。

(1) アウガ問題に関する調査特別委員会で疑義の残った事項

イ ヤマト運輸株式会社の出店に伴う工事におけるスプリンクラーの移設・増設に関する事項

地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づき、ヤマト運輸株式会社の出店に伴う工事を受注した有限会社沼田建設の下請工事を行った株式会社カクヒロ船場代表取締役社長に対し提出を求めた記録のうち、「アウガ B 1 F・1 F 各テナント新装工事一式」の見積書には、スプリンクラー工事の記載がなかった。

また、ヤマト運輸株式会社のスプリンクラーの法定点検業務を行った業者に対して、任意で文書による質問を行ったところ、「平成 24 年 7 月頃『ヤマト運輸株式会社』内装工事施工前のスプリンクラーの設置状況と現状のまま何も変わりなく、平成 24 年 7 月以降その様な『スプリンクラーの増設・移設』が有ったとは全く認識しておりませんでした。」との回答があった。

一方、有限会社沼田建設の元社員である工藤信孝氏は、証人尋問において、スプリンクラーの移設・増設工事は、その必要がなかったので行わなかったが、その分、見積もりに記載されていない工事も行ったことを覚えていると証言した。

以上のことから、ヤマト運輸株式会社の出店に伴う工事におけるスプリンクラーの移設・増設は行われていなかったが、見積もりに記載されていない他の工事を行うことにより、金額的に相殺されていた可能性が高いものと考ええる。

なお、調査の過程において、当該工事の工事請負契約書中、「(甲)発注者、(乙)受注者」と記載すべきところを、「(甲)発注者、(甲)発注者」と誤って記載されていることを確認した。

(1) アウガ問題に関する調査特別委員会で疑義の残った事項

ウ 平成 25 年 3 月に行った地階飲食店の出店に伴う工事及び「アウガ 1 階水の遊歩道工事①」、「アウガ 1 階水の遊歩道工事②」、「アウガ 1 階 1－8 区画ガールフレンド」の工事に対し、青森駅前再開発ビル株式会社が工事費を負担していたことに関する事項

地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づき、青森駅前再開発ビル株式会社（以下「ビル会社」という。）代表清算人に対し提出を求めた記録のうち、第 145 取締役会議事録に添付されていた書類である「アウガ B 1 りんご箱出店について③」では、「開店初期コストを抑える為、改装費用等を建設協力金として協力してほしい」、「協力金推定総額、約 2 0 0 0 万円」、「契約期間 5 年（6 0 か月）にて、賃料 3 3 3, 3 3 3 円を賃料に上乗せして返還するとの事」と記載されていた。

一方、ビル会社元契約職員である野呂周生氏は、証人尋問において、本来ビル会社が 2000 万円の工事を 100% 請け負わなければいけないような性格の工事である。そこを沼田建設さんのほうにお願いをして、33 万円何とかビル会社のほうに戻すような形でお願いできないかということで、こちらからお願いした話である。完済はしていないと思うと証言した。

また、アウガ地階飲食店「りんご箱」の出店に伴う工事を受注するとともに、当該飲食店を出店した有限会社沼田建設代表取締役沼田智光氏は、証人尋問において、有限会社沼田建設がビル会社から建築協力金をいただき、契約期間内に無利息で相殺していくやり方にする事となった。その契約は 4 年間で終わることになったため、払う必要はなくなったと証言した。

以上のことから、アウガ地階飲食店「りんご箱」の出店に伴う工事におけるビル会社の工事費負担について、事実は確認できなかったが、有限会社沼田建設がビル会社に返還する建設協力金については、完済されていなかった可能性があると考えられる。

なお、調査の過程において、これらの工事の工事請負契約書中、「（甲）発注者、（乙）受注者」と記載すべきところを、「（甲）発注者、（甲）発注者」と誤って記載されていることを確認した。

また、調査対象以外の工事の工事請負契約書においても、ビル会社の当時の代表取締役社長の氏名の誤記載を 4 通確認した。

(1) アウガ問題に関する調査特別委員会で疑義の残った事項

エ 青森駅前再開発ビル株式会社が行った国等の補助事業工事の手順に関する事項

国及び青森市の補助事業工事であった「アウガ1階『スイーツコーナー』完成工事」に関して、地方自治法第100条第1項の規定に基づき、青森市長に対し提出を求めた記録のうち、青森駅前再開発ビル株式会社（以下「ビル会社」という。）が市に提出した青森市「食」街道めぐり事業補助金完了実績報告書に添付されている「アウガ1階『スイーツコーナー』完成工事」の工事請負契約書と、同じく地方自治法第100条第1項の規定に基づき、有限会社沼田建設代表取締役から提出された「アウガ1階『スイーツコーナー』完成工事」の工事請負契約書を比較した結果、ビル会社が青森市に提出した工事請負契約書では、契約日が平成24年7月25日、工期が平成24年7月25日から平成24年7月28日までとなっていたが、有限会社沼田建設から提出された工事請負契約書では、契約日が平成24年6月27日、工期が平成24年7月2日から平成24年7月28日までとなっていた。

また、同法第100条第1項の規定に基づき、有限会社沼田建設の下請工事を行った株式会社カクヒロ船場代表取締役社長から提出された「アウガB1Fテナント新装工事、アウガ1Fスイーツ区画新装工事、アウガ1FGIRL FRIEND区画新装工事」の工程表では、アウガ1Fスイーツ区画新装工事の工期が平成24年7月2日からであることがわかった。

さらに、有限会社沼田建設の元社員である工藤信孝氏は、証人尋問において、「アウガ1階『スイーツコーナー』完成工事」の着工日が平成24年7月2日と認識していたか聞いた際に、同氏は、工事の工程表は事前にビル会社に提出していたので、おおよそそれをめどに工事は着工したと思っていたと証言した。

以上のことから、国等の補助事業工事の手順に関して、当該事業の補助金交付決定日である平成24年7月24日以前に工事の着工があった可能性が極めて高いものと判断せざるを得ないと考えらる。

(2) アウガが経営破綻に陥るに至るまでの行政関係等の関与の状況調査

ア あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業における活性化（ソフト）事業に関する事項

地方自治法第100条第1項の規定に基づき、青森市長に対し提出を求めた記録のうち、青森駅前再開発ビル株式会社（以下「ビル会社」という。）が市に提出した青森市「食」街道めぐり事業補助金完了実績報告書では、活性化（ソフト）事業において、「選定した3社へ見積もりの依頼をし、最終的に一番安い業者にて決定した。」との記載があり、その3社は、受注業者である有限会社アクティブワークスと株式会社ジャパנקリエイティブ及び株式会社東北博報堂青森支社であった。

一方、地方自治法第100条第1項の規定に基づき、株式会社ジャパנקリエイティブ代表取締役及び株式会社東北博報堂青森支社支社長に対し記録の提出を求めたところ、株式会社ジャパנקリエイティブからは、「ビル会社からの見積依頼がない為、貴議会から要求されました見積書は御座いません。」との文書による回答があり、また、株式会社東北博報堂青森支社からは、「当時担当していた社員も既に退社しており、見積書の控えも無く、退社した本人にも確認したところ『その様な見積もりを提出した記憶は無い』との事でした。」との文書による回答があった。

しかしながら、ビル会社の元職員である福島政樹氏は、証人尋問において、ビル会社で以前よりお付き合いのある会社を3社選定し、見積もりを依頼したと証言しており、3社の見積書はビル会社で作成したのではないかとの質問に対し、同氏は、違うと証言した。

また、有限会社アクティブワークス代表取締役の川田清明氏は、証人尋問において、福島氏からの見積もり依頼があつて、その都度見積もりを提出した。見積もり提出において、他の見積もり業者とのやりとりはなかったと証言した。

以上のことから、関係人からの書類による調査と証人尋問における証言に食い違いがあり、真実は不明であったが、ビル会社の見積もり提出の過程に問題があったことから、疑義が生じたものとする。

(2) アウガが経営破綻に陥るに至るまでの行政関係等の関与の状況調査

イ 青森駅前再開発ビル株式会社の取締役会に関する事項

地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づき、青森駅前再開発ビル株式会社（以下「ビル会社」という。）代表清算人に対し、平成 23 年度から平成 25 年度までの 3 カ年の取締役会議事録の提出を求めたところ、一部見つからず、提出されない議事録があった。

取締役会議事録では、国等の補助事業を初め、アウガの地階飲食店りんご箱の出店に伴う工事や 1 階水の遊歩道工事、1 階 1 - 8 区画ガールフレンドの工事などの重要な事業の決定を諮った記録を見つけることができなかった。

以上のことから、取締役会で重要な事業の決定が諮られていたとすれば、取締役会議事録としての記録のまとめ方に問題があることとなり、諮られていなかったとすれば、取締役会が機能しておらず、形骸化しているとのそしりを免れないものであり、いずれにしても、ビル会社が企業統治上、問題があったと指摘せざる得ないものとする。

9 委員会の所見

§ 市は、市の補助事業（青森市『食』街道めぐり事業）における青森駅前再開発ビル株式会社（以下「ビル会社」という。）の不適切な可能性のある行為に気づくことはできなかったのか？

調査の結果、アウガ地階「あおもり食街道」及び1階「スイーツコーナー」の施設整備に係る工事、並びに活性化（ソフト）事業における見積もり競争において、適正な競争が行われたことが疑わしく、さらに1階「スイーツコーナー」においては、工事の事前着工があった可能性が極めて高いものと判断せざるを得ないこととなった。

青森市の補助金等の交付に関する規則第9条では、「補助事業者は、補助事業等が完了したときは、補助事業等実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて速やかに市長に提出しなければならない。」と定めており、同規則第10条では、「市長は、前条の報告書等の提出を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。」と定めている。

そこで、市は、当該報告書等の書類の審査において、ビル会社の不適切な可能性のある行為に気づき、実地調査等を行うことができなかったのかを考えた場合、書類上、不適切な行為が予見される内容があったかどうかが問題となる。

本委員会が、地方自治法第98条第1項の規定に基づく事務の検査を実施した結果の指摘事項である「青森市『食』街道めぐり事業補助金完了実績報告書に添付されている関係書類のうち、③補助事業の成果を証する書類の施設整備費書類一式の1階『スイーツコーナー』の『工事業者決定について』の書類に工事業者を決定した日付が記載されていなかった。」ことに関し、適切な指導が行われていた場合、そのことを端緒に不適切な可能性のある行為に気づくこともあったかもしれないが、明らかに不適切な行為が予見される内容は書類上見当たらず、気づくことはできなかったものとする。

これは、国における国の補助事業（あおもり『食』街道めぐり事業）の審査においても同じ状況であり、市の補助事業の書類審査において、重大な瑕疵のある事務処理があったものとは言えないと考える。

しかしながら、当該調査を進めていく中では、アウガ地階「あおもり食街道」及び1階「スイーツコーナー」の工事請負契約書の誤記載を含めて、ビル会社の不適切な事務処理が複数あることを確認しており、このことは、平成29年第2回定例会開会日において報告されたアウガ問題に関する調査特別委員長報告書の中で、市が総括しているとおおり、ビル会社の事務処理にコンプライアンス意識の欠如やガバナンスが不足していたことをさらに強く裏付ける結果となり、市の指導監督不足があったものとする。

§ 市は、ビル会社が行う事業に対し、もっと積極的に関与できなかったのか？

調査の結果、アウガ地階「ヤマト運輸株式会社」の出店に伴う工事においては、当該工事の見積もりどおりに行われていなかった可能性が高く、また、アウガ地階飲食店「りんご箱」やアウガ1階「水の遊歩道」、アウガ1階「ガールフレンド」の工事に係るビル会社の工事費負担に関しては、その状況を明らかにすることはできなかった。

さらに、これらの事業に関し、取締役会における意思決定の過程が確認できなかった。

平成22年10月に市が策定した「青森市第三セクターに関する基本方針」の「4 今後の第三セクターの運営にあたって」では、「市は第三セクターに対する出資金や委託料・補助金などの財政的関与が市民の貴重な税金であることを念頭に、市施策の効率的かつ効果的な推進と、実施主体である第三セクターに対する適切な関与を行う必要があります。」と記載されている。

そこで、市は、ビル会社が行う事業に対し、もっと積極的に関与できなかったのかを考えた場合、取締役会等において、市が関与できる状況にあったかが問題となる。

取締役会議事録を見ると、テナントの新規出店等に関する詳細な説明の場がないことから、その意思決定等に関し、積極的な関与は難しい状況にあったことは推察されるところである。

しかしながら、「青森市第三セクターに関する基本方針」の「⑤ 市の関与（支援）の基本的な考え方」では、「第三セクターの役員（取締役・監査役、

理事・監事など)に市の長等が就任する際は、事業内容あるいは他の出資者との関係で就任する場合、又は当該法人からの特段の要請に基づき就任する場合であっても、その経過・状況・役割、経営に参画する必要性やその職責を十分に果たし得るのかなどを勘案したうえで、役員就任の是非を検討します。」と記載されており、市が役員を選出するということは、その職責を十分果たさなければならず、ビル会社側から事業に関し説明がなければ、市側から情報を求めることなどにより、積極的に関与すべきであったものとする。

《 総括 》

本委員会では、ビル会社が行った平成 24 年度の事業を中心に、その実施状況を明らかにした上で、アウガに対する市の事務のあり方について調査したものであるが、調査の過程において市から提出された株式会社 B S M によるアウガの経営状況のモニタリング資料については、アウガの経営状況に対する認識を新たにした重要な資料であった。

当該資料は、市が株式会社 B S M と平成 21 年 1 月 7 日に委託契約を締結して以降、同社から定期的に報告を受けていたものであり、ビル会社の経営状況に関し、四半期ごとに、貸借対照表及び損益計算書の前年同期比較、その主な増減理由のコメント、売上高及び借入金残高明細、キャッシュ・フロー計算書及びその解説コメント、四半期損益計算書の単期比較及び推移比較、月次貸借対照表の推移表、月次損益計算書の単月及び累積、月次店頭売上情報、損益計算書の計画実績対比、財務分析指標及びその解説コメントに加え、企業統治（コーポレートガバナンス）の状況として「月次業績評価会議」の議事録及び経営者へのインタビューなど、有益な情報が多数記載されたものであった。

平成 21 年 12 月 24 日から 2 日間の会期で開催された平成 21 年第 2 回青森市議会臨時会において関連議案を議決し、ビル会社に対し 2 億円の融資を行って以降、ビル会社は平成 24 年度の単年度収支では黒字化を果たしたものの、経営状況が年々悪化していることは当該資料によっても明らかであり、客観的な財務分析による冷静な判断で、適切な時期に商業ビルとしてのアウガの存続から、舵を切り直す必要があったかもしれないものとする。

しかしながら、これらの有益な情報が、アウガの経営状況の改善に有効に活用されていたかといえ、疑問が残るところであり、平成 23 年度から平成 25 年度にかけてのビル会社の取締役会議事録では、当該資料の情報に基づく議論は確認されていないところである。

当該資料の情報は、議会にも詳細部分は提供されておらず、もちろん、当該資料の内容がそのまま公表されれば、そのインパクトは相当なものがあり、アウガの経営に与える負の影響は、甚大なものになることは想像に難くないが、秘密会の開催など、議会への情報提供の手法については、工夫の余地があったものと考えることから、当該資料の情報が議会側にも提供されてこなかったことは、残念であると言わざるを得ない。

第三セクターの経営難については、全国的な問題となっており、平成 29 年 12 月 1 日に開催された国の経済財政諮問会議においても、第三セクター・公社については、依然多くの赤字団体、巨額の累積債務等が見られることから、各自治体がこうした団体に対する抜本的な経営改革方針を策定すべきとの提案を行っているところである。

このことから、第三セクター等に対する行政の積極的な関与は、論を待たないところであり、市においては、本委員会で明らかとなったアウガ問題に関する調査結果を教訓として、他の第三セクターの適正な運営の指導に努めていただきたい。

10 調査経費

(1) 議決した経費

本調査に要する経費は、本年度においては、100万円以内とする。

(2) 調査に要した経費

| 予算科目 | 明細 | 支出見込み額(円) |
|------------|------------------------|-----------|
| 旅費(費用弁償) | 証人及び参考人の費用弁償 | 22,640 |
| 役務費(通信運搬費) | 記録提出・証人出頭請求文書の送付代など | 25,052 |
| 役務費(手数料) | 記録の提出を請求した書類の 検索手数料 | 100,000 |
| 委託料 | 弁護士に対する法律顧問業務 委託料 | 172,800 |
| 計 | | 320,492 |

11 その他

(1) 法律顧問業務委託

- ア 委託先 竹中法律事務所 弁護士 竹中 孝
- イ 委託業務
- ・調査に係る諸問題についての法律相談
 - ・証人喚問における会議への出席と会議での助言
 - ・調査に必要な文書の作成
 - ・調査に係る者に対する交渉業務

12 参考資料

- (1) アウガ問題のさらなる調査のための100条調査権を付与した特別委員会を設置する決議(平成29年6月30日)
- (2) アウガ問題の調査に関する決議(平成29年6月30日)
- (3) 再議書(平成29年7月3日)
- (4) アウガ問題のさらなる調査のための100条調査権を付与した特別委員会を早急に設置することを求める請願(平成29年7月10日)

- (5) アウガ問題の調査に関する決議（平成 29 年 7 月 11 日）
- (6) アウガ問題に関する調査特別委員長報告書【抜粋】
- (7) アウガ問題調査特別委員会 運営要領(平成 29 年 7 月 31 日委員会決定)
- (8) あおもり「食」街道めぐり事業・青森市「食」街道めぐり事業 関係図
- (9) 青森駅前再開発ビル株式会社体系図及び業務運営組織図
- (10) 青森駅前再開発ビル株式会社 関係役員
- (11) 関係法令等

参 考 資 料 目 次

| | | |
|----|---|----|
| 1 | アウガ問題のさらなる調査のための100条調査権を付与した特別委員会を設置する決議 (平成29年6月30日) | 33 |
| 2 | アウガ問題の調査に関する決議(平成29年6月30日) | 34 |
| 3 | 再議書(平成29年7月3日) | 35 |
| 4 | アウガ問題のさらなる調査のための100条調査権を付与した特別委員会を早急に設置 することを求める請願(平成29年7月10日) | 36 |
| 5 | アウガ問題の調査に関する決議(平成29年7月11日) | 37 |
| 6 | アウガ問題に関する調査特別委員長報告書【抜粋】 | 38 |
| 7 | アウガ問題調査特別委員会 運営要領(平成29年7月31日委員会決定) | 41 |
| 8 | あおもり「食」街道めぐり事業・青森市「食」街道めぐり事業 関係図 | 44 |
| 9 | 青森駅前再開発ビル株式会社体系図及び業務運営組織図 | 45 |
| 10 | 青森駅前再開発ビル株式会社 関係役員 | 46 |
| 11 | 関係法令等 | 47 |

アウガ問題のさらなる調査のための100条調査権を付与した
特別委員会を設置する決議

アウガの過去の経営をめぐる問題を調査するための、アウガ問題に関する調査特別委員会が平成29年3月21日に設置され、同年3月29日、3月31日、4月18日及び5月24日の5回にわたり会議が開かれた。

アウガ問題に関する調査特別委員会では、アウガの過去の経営をめぐる調査が行われたものの、あおり「食」街道めぐり事業に係る工事の入札における見積もり合わせの疑惑、ヤマト運輸株式会社の出店に伴う工事におけるスプリンクラーの移設・増設にかかわる疑惑、平成25年3月に行った地階飲食店の出店に伴う工事に対し、青森駅前再開発ビル株式会社が工事費を負担していた問題などの調査に対しては、関係者の協力が得られず、疑惑が解明されないまま、一定の調査結果が得られたとして、アウガ問題に関する調査特別委員会は平成29年6月5日をもって消滅した。

市に大きな損害を与える約17億5000万円の債権放棄とアウガの特別清算にもかかわる疑惑を明らかにすることなく、幕引きとならないためにも、議会に証人喚問や資料の提出を求める権限を持たせ、さらなる調査を行う必要がある。

よって、アウガ問題の真実を究明するためにも、100条調査権を付与した特別委員会を設置する。

以上、決議する。

平成29年6月30日

青 森 市 議 会

アウガ問題の調査に関する決議

1 調査事項

本議会は、地方自治法第 100 条の規定により、次の事項について調査するものとする。

(1) アウガが経営破綻に陥るに至るまでの行政関係等の関与の状況調査

2 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第 109 条及び委員会条例第 6 条の規定により委員 10 人からなる「アウガ問題調査特別委員会」を設置して、これに付託するものとする。

3 調査権限

本議会は、1 に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第 100 条第 1 項及び同法第 98 条第 1 項の権限を上記特別委員会に委任する。

4 調査期限

上記特別委員会は、1 に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

5 調査経費

本調査に要する経費は、本年度においては、100 万円以内とする。

以上、決議する。

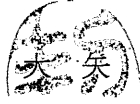
平成 29 年 6 月 30 日

青 森 市 議 会



青市総法第18号
平成29年7月3日

青森市議会議長



保 様

青森市長

小野寺 晃



再議書

平成29年第2回青森市議会定例会において、平成29年6月30日に議決された「議員提出議案第21号 アウガ問題の調査に関する決議」については、次の理由により異議があるため、地方自治法第176条第1項及び第3項の規定による予算に関する議決として再議に付する。

理 由

「議員提出議案第21号 アウガ問題の調査に関する決議」に係る市民クラブ秋村光男議員の質疑に対し、当該議案の提出者である日本共産党山脇智議員は、アウガ問題調査特別委員会の調査経費について「予算編成で措置する必要がある」と答弁し、その上で当該議案は議決された。

したがって、当該議決は、市長がアウガ問題調査特別委員会の調査経費に充てるための予算案を編成し、市議会に提出することを前提としており、地方自治法第112条第1項ただし書による市長に専属する予算の調製権及び提案権を脅かすものであるため、地方自治法第176条第1項及び第3項の規定による予算に関する議決として再議に付する。

アウガ問題のさらなる調査のための100条調査権を付与
した特別委員会を早急に設置することを求める請願

平成29年7月10日

青森市議会議長 大 矢 保 様

「アウガの不正を告発する会」
青森市小柳5丁目5-13
鎌 田 貞 孝 外1人

紹介議員 中 村 美津緒

(請願の趣旨)

青森駅前再開発ビル株式会社元関係者らを含む我々「アウガの不正を告発する会」は平成29年7月7日に過去の議会でも取り上げられている架空請求行為等について青森地方検察庁に告発した。

我々は、捜査の上、適正に処罰されることを求めると同時に、議会においても100条委員会が設置され、アウガ問題の真相が究明されることを求める。

平成29年第2回青森市議会定例会において議決された「アウガ問題のさらなる調査のための100条調査権を付与した特別委員会を設置する決議」を早急に実行し、当該特別委員会による調査を開始することを強く求める。

(請願事項)

アウガ問題のさらなる調査のための100条調査権を付与した特別委員会を早急に設置すること。

アウガ問題の調査に関する決議

1 調査事項

本議会は、地方自治法第 100 条の規定により、次の事項について調査するものとする。

- (1) アウガ問題に関する調査特別委員会で疑義の残った事項
- (2) アウガが経営破綻に陥るに至るまでの行政関係等の関与の状況調査

2 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第 109 条及び委員会条例第 6 条の規定により委員 10 人からなる「アウガ問題調査特別委員会」を設置して、これに付託するものである。

3 調査権限

本議会は、1 に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第 100 条第 1 項及び同法第 98 条第 1 項の権限を上記特別委員会に委任する。

4 調査期限

上記特別委員会は、1 に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

5 調査経費

本調査に要する経費は、本年度においては、100 万円以内とする。

以上、決議する。

平成 29 年 7 月 11 日

青 森 市 議 会

3 問題のある事実等が明らかになった事項

(1) 青森駅前再開発ビル株式会社が、国の戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金を活用して実施したあおもり「食」街道めぐり事業に係る工事の発注について調査を進めたところ、市が同社の当時の担当者及び見積もり提出業者3社の代表者から聞き取り調査を実施した結果、同社の当時の担当者は、見積もり依頼する3社の選定は行ったが、当該3社に対しどのように見積もりを依頼したかは記憶にないとのことであった。

また、工事受注業者の代表者は、当時の担当者が退職しているので詳細はわからないとのことであった。

さらに、ほかの見積もり提出業者2社の代表者は、工事受注業者の社員から見積もり依頼を受けたが、提出先及び提出方法についての記憶はなく、価格等の指示は受けていないとのことであった。

(2) 市が、戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金の手続を担当している経済産業省東北経済産業局に補助金の交付が適正かどうか確認したところ、当該事業は経済産業省として同省の補助事業事務処理マニュアルに基づき適正に処理されていると判断し補助金を交付したものであるが、事務処理マニュアルには見積もり依頼方法を示しておらず、仮に青森駅前再開発ビル株式会社が工事受注業者を通じて他の見積もり提出業者2社に見積もりを依頼していたとしても、価格の操作がないのであれば違法性はなく、不正があったとはいえないとのことであった。

(3) 青森駅前再開発ビル株式会社が行った工事について、市が調査した中では、記載誤りのある契約書が、これまで確認している3通のほかに、4通あることがわかり、合計7通の記載誤りのある契約書が確認された。

(4) 契約書の誤記載について、市が青森駅前再開発ビル株式会社の顧問弁護士に確認したところ、契約書に誤記載があったとしても、当事者間の合意により契約が成立するものであり、同社の契約書についても、当事者間の意思表示の合致が確認できるため、契約は有効であるとのことであった。

(5) 青森駅前再開発ビル株式会社が行った工事について、国等の補助事業に関する工事は、施工前後の写真はあるが、同社が独自に行った工事については、写真等がないものが多くあることが確認された。

4 事実の確認ができず疑義が残る事項

(1) 青森駅前再開発ビル株式会社が、平成 24 年 7 月に行ったヤマト運輸株式会社の出店に伴う工事におけるスプリンクラーの移設・増設に関する調査を進めた。

市が、ヤマト運輸株式会社の工事内容を確認するため、平成 29 年 3 月 30 日に青森駅前再開発ビル株式会社の社員に依頼し、市職員同席のもと、検査報告書などの資料を探したが、発見することができなかった。

また、市が消防本部に対し、当該工事の消防設備等に係る届け出の有無を問い合わせたが、届け出の事実を確認することができなかった。

さらに、市が平成 29 年 3 月 31 日に当該工事の施工業者の代表者に対し、工事内容を電話で確認したが、その代表者からは協力できないという回答があった。

そのため、市が確認した内容としては、当該工事に係る見積書にスプリンクラー工事が内訳としてあったこと、及び当該工事に係る写真等がないため、従前のスプリンクラーの様子はわからないが、現在、消防設備の点検においても、異常を指摘されることがない状態で、スプリンクラーが設置されており、スプリンクラーが従前のままついていたのか、それとも移設あるいは増設等によって現在の状態にあるのかを確認することはできなかった。

(2) 青森駅前再開発ビル株式会社が、平成 25 年 3 月に行った地階飲食店の出店に伴う工事に関する調査を進めた。

市が同社に確認したところ、新たなテナントの出店に伴う造作工事の一部として、約 2000 万円の工事費を同社が負担しており、それ以外に出店者が工事費を負担する内装工事も行われたが、その工事費については把握していないとのことであった。

また、当時の出店者の代表者に対し電話で問い合わせたところ、出店に係る工事費は負担したものの、金額の公表については差し控えたいとのことであったことから、地階飲食店の工事費の総額については確認することができなかった。

さらに、当該工事の内容についても調査を進めたが、市が青森駅前再開発ビル株式会社の清算人に対し、工事費の内訳がわかる資料の提供を依頼したところ、清算人からは、まず 1 つに、株主等に対し、同社が開示できる資料は、会社法第 433 条、第 442 条などの規定により、会計帳簿や株主総会に提出されている貸借対照表や損益計算書等の計算書類などに限られており、それ以外の資料を開示することは原則認められていないこと。2 つに、同社は平成 29 年 3 月 31 日付で解散し、清算人が特別清算に向けた手続を進めているところであるが、本来、開示できない情報を開示した場合、会社法第 569

条の規定により、裁判所に特別清算手続が法律の規定に違反すると判断され、協定案が不認可となる可能性があること。3つに、仮に同社の清算人が本来開示できない情報を開示し、第三者が損害をこうむった場合には、清算人の善管注意義務違反であるとして、清算人個人に損害賠償請求がなされる可能性があることから、開示には応じられない旨の回答があったとのことであり、当該工事の内容を確認することはできなかった。

アウガ問題調査特別委員会 運営要領

平成 29 年 7 月 31 日委員会決定

1 調査事項

- (1) アウガ問題に関する調査特別委員会で疑義の残った事項
- (2) アウガが経営破綻に陥るに至るまでの行政関係等の関与の状況調査

2 調査権限

地方自治法第 100 条第 1 項及び同法第 98 条第 1 項

3 調査期限

調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

4 調査経費

本調査に要する経費は、本年度においては、100 万円以内とする。

5 開催場所

議事堂第 3・4 委員会室

6 委員会の基本的な運営

- (1) 委員会の会議は原則公開とする。ただし、委員長は傍聴人の数その他必要な制限をすることがある。また、委員長は必要であると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることがある。
- (2) 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。
- (3) 委員会の調査は、基本的人権に最大限配慮して行う。

7 記録の提出（地方自治法第 100 条第 1 項に基づくもの）

- (1) 記録の提出については、委員会で協議し決定する。
- (2) 委員会が記録の提出を決定した場合、委員長は議長に対し、文書により記録提出要求の申し出を行う。
- (3) 委員長から記録提出要求の申し出があった場合、議長は提出者に対し、文書により少なくとも提出期限の 1 週間前までに記録提出を請求する。
- (4) 提出された記録の保管に当たっては、施錠した中で保管し、記録の閲覧は委員のみに限定し、委員長の指示した場所でのみ閲覧を認める。なお、記録の複写は認めないこととする。

8 資料の要求（地方自治法第100条第1項に基づかないもの）

委員会は、執行機関等に対し資料の写しの交付を求める場合、原則として議長を経て行うものとする。

9 証人の出頭

- (1) 証人の出頭については、委員会で協議し決定する。
- (2) 委員会が証人の出頭を決定した場合、委員長は議長に対し、文書により証人出頭要求の申し出を行う。
- (3) 委員長から証人出頭要求の申し出があった場合、議長は証人に対し、文書により少なくとも証人喚問の日の1週間前までに証人出頭を請求する。
- (4) 証人の補佐人（弁護士等）同伴の申し出がある場合、証人は補佐人同伴願を提出し、委員会の許可を得ることとする。ただし、補佐人は証人1人につき1人とする。

なお、補佐人は委員会において発言できず、費用弁償支給の対象外とする。

10 証人の尋問

- (1) 委員会における証人尋問は、真実を述べてもらい、そのことによって有益な結論を得るための手段であるため、各委員は証人の人権の尊重及び環境に配慮し、人権を阻害するような言動は厳に慎むものとする。
- (2) 証人が宣誓の際、開催場所に出席している全員が起立する。
- (3) 証人は宣誓後、宣誓書に署名、捺印する。
- (4) 尋問は、委員長（主尋問者）がまず共通事項について尋問を行い、その後他の委員が個別の質問（補足尋問）をすることができる。
- (5) 委員長による共通事項の尋問については、委員から委員長へ提出される尋問通告書をもとに、委員会で協議し決定する。
- (6) 尋問の時間は、1人につき概ね1時間とする。ただし、必要に応じ委員会の決定により延長できるものとする。
- (7) 証人は、メモ等の資料に基づいて証言を行うことはできないが、委員会の許可を受けたときはこの限りでない。
- (8) 証人は、証人の補佐人に相談したいときは、委員長の許可を必要とする。その際の補佐人の助言は、口頭によることを原則とする。また、補佐人の席は、証人の後方の席とする。
- (9) 委員は、民事訴訟法等の尋問に関する事項を了知する。

11 参考人の招致

- (1) 委員会においては、必要に応じ参考人制度を活用する。
- (2) 参考人招致の際の傍聴の取り扱いについては、別途、委員会で協議し決定する。

12 一般傍聴者への対応

- (1) 青森市議会傍聴規則を準用し、傍聴券の交付を受けた者が、委員会を傍聴することができる。
- (2) 委員会に配付した資料の一般傍聴者への配付については、その都度正副委員長で協議し決定する。

13 報道関係者への対応

- (1) テレビ、写真等の撮影や録音については、委員長の許可を得た場合のみ可能とする。
- (2) 委員会に配付した資料の報道関係者への配付については、その都度正副委員長で協議し決定する。

14 委員外議員の傍聴

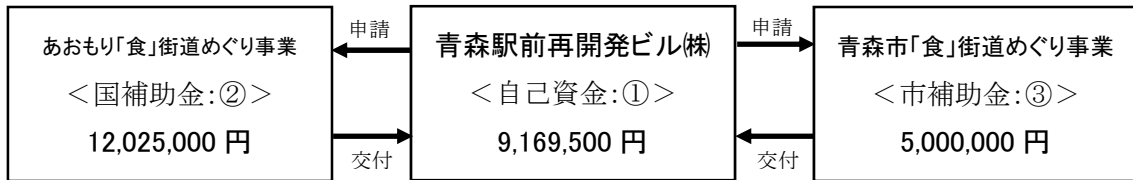
- (1) 秘密会においても傍聴を認めることとする。
- (2) 秘密会を傍聴した委員外議員については、青森市議会会議規則第 49 条第 2 項の適用を受ける。

15 その他

- (1) 委員会の開催周知については、市議会ホームページ等で行う。
- (2) 委員会の会議概要（記録）は全文反訳をもとに作成し、市議会ホームページで公開する。

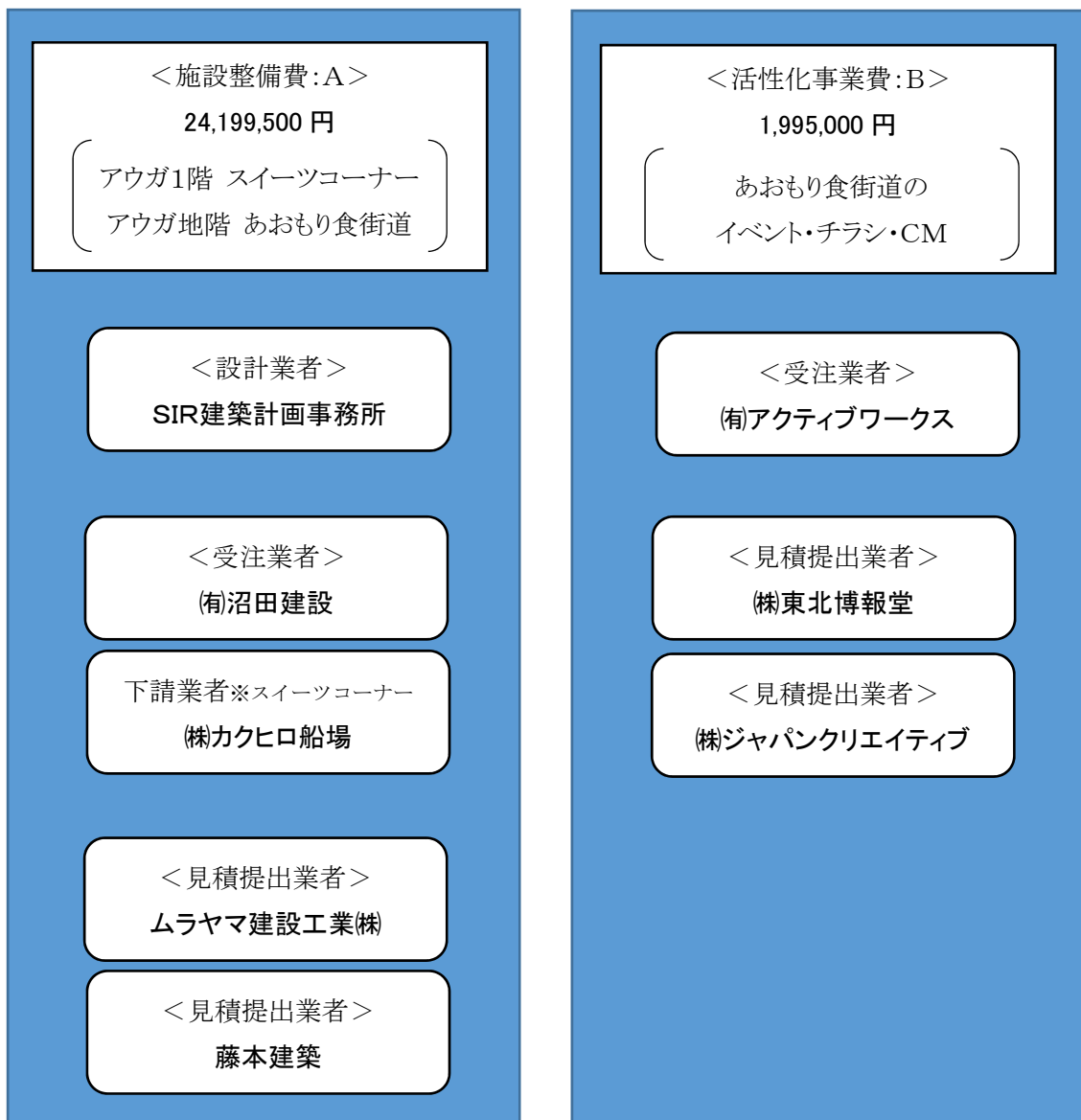
あおもり「食」街道めぐり事業・青森市「食」街道めぐり事業 関係図

【事業費総額=①+②+③=A+B=26,194,500円】

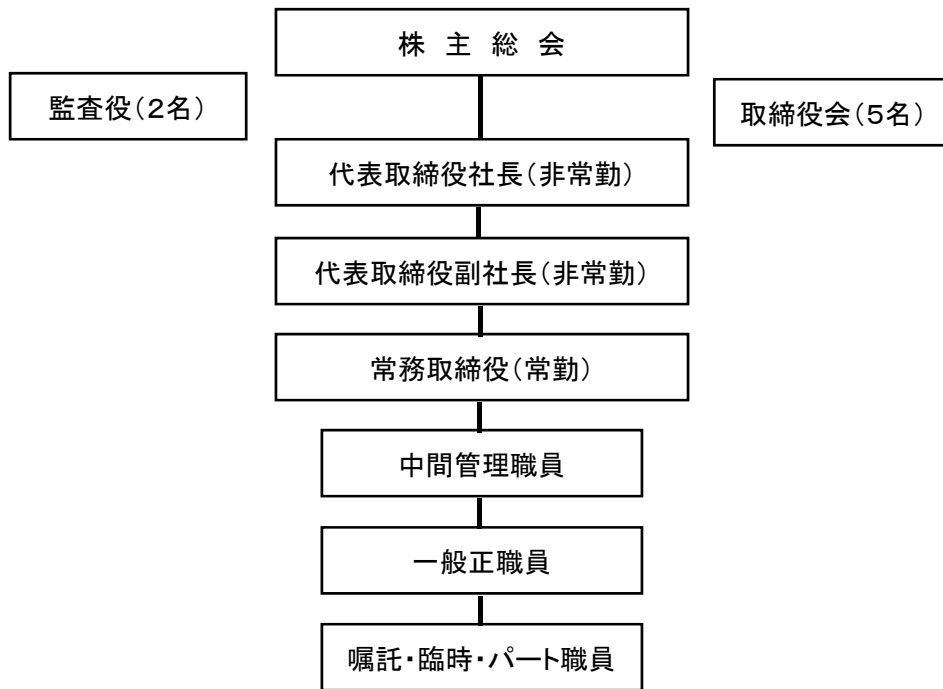


<事業期間>

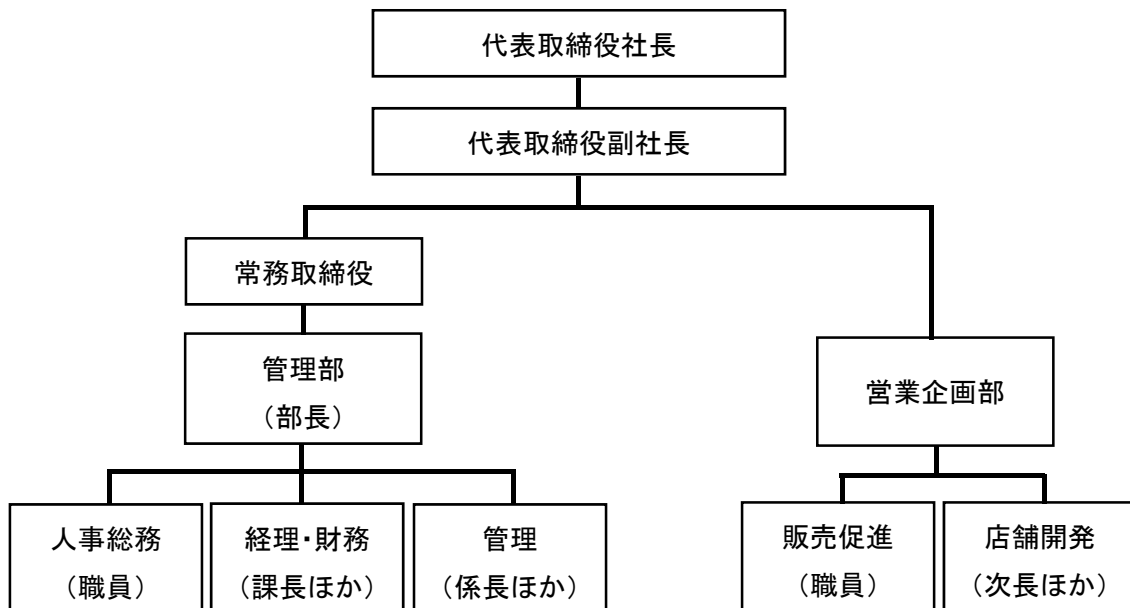
- ・あおもり「食」街道めぐり事業…平成24年7月24日～平成25年3月12日
- ・青森市「食」街道めぐり事業……平成24年7月25日～平成25年3月8日



青森駅前再開発ビル株式会社 体系図



業務運営組織図



青森駅前再開発ビル株式会社 関係役員

- 代表取締役会長 鹿内 博
(平成 27 年 7 月 7 日就任、平成 28 年 2 月 15 日退任)
- 代表取締役社長 古山 善 猛
(平成 22 年 4 月 9 日就任、平成 23 年 5 月 27 日退任)
- 代表取締役社長 野呂 和 生
(平成 23 年 5 月 27 日就任、平成 25 年 6 月 27 日退任)
- 代表取締役社長 澤谷 壽 光
(平成 25 年 6 月 27 日就任、平成 27 年 7 月 7 日退任)
- 代表取締役社長 佐々木 淳 一
(平成 27 年 7 月 7 日就任、平成 28 年 12 月 13 日退任)
- 代表取締役副社長 加賀谷 久 輝
(平成 23 年 8 月 3 日就任、平成 27 年 7 月 7 日退任)

関係法令等

■地方自治法

(検査及び監査の請求)

第 98 条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務(自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の検査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。)に関する書類及び計算書を検閲し、当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員の報告を請求して、当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができる。

(調査権・刊行物の送付・図書室の設置等)

第 100 条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務(自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の調査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。次項において同じ。)に関する調査を行うことができる。この場合において、当該調査を行うため特に必要があると認めるときは、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。

- 2 民事訴訟に関する法令の規定中証人の訊問に関する規定は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、前項後段の規定により議会が当該普通地方公共団体の事務に関する調査のため選挙人その他の関係人の証言を請求する場合に、これを準用する。ただし、過料、罰金、拘留又は勾引に関する規定は、この限りでない。
- 3 第 1 項後段の規定により出頭又は記録の提出の請求を受けた選挙人その他の関係人が、正当の理由がないのに、議会に出頭せず若しくは記録を提出しないとき又は証言を拒んだときは、6 箇月以下の禁錮又は 10 万円以下の罰金に処する。
- 4 議会は、選挙人その他の関係人が公務員たる地位において知り得た事実については、その者から職務上の秘密に属するものである旨の申立を受けたときは、当該官公署の承認がなければ、当該事実に関する証言又は記録の提出を請求することができない。この場合において当該官公署が承認を拒むときは、その理由を説明しなければならない。

- 5 議会が前項の規定による説明を理由がないと認めるときは、当該官公署に対し、当該証言又は記録の提出が公の利益を害する旨の声明を要求することができる。
- 6 当該官公署が前項の規定による要求を受けた日から 20 日以内に声明をしないときは、選挙人その他の関係人は、証言又は記録の提出をしなければならない。
- 7 第 2 項において準用する民事訴訟に関する法令の規定により宣誓した選挙人その他の関係人が虚偽の陳述をしたときは、これを 3 箇月以上 5 年以下の禁錮に処する。
- 8 前項の罪を犯した者が議会において調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、その刑を減輕し又は免除することができる。
- 9 議会は、選挙人その他の関係人が、第 3 項又は第 7 項の罪を犯したものと認めるときは、告発しなければならない。但し、虚偽の陳述をした選挙人その他の関係人が、議会の調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、告発しないことができる。
- 10 議会が第 1 項の規定による調査を行うため当該普通地方公共団体の区域内の団体等に対し照会をし又は記録の送付を求めたときは、当該団体等は、その求めに応じなければならない。
- 11 議会は、第 1 項の規定による調査を行う場合においては、予め、予算の定額の範囲内において、当該調査のため要する経費の額を定めて置かなければならない。その額を超えて経費の支出を必要とするときは、更に議決を経なければならない。

(常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会)

第 109 条 普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。

- 2 常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。
- 3 議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。
 - (1) 議会の運営に関する事項
 - (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
 - (3) 議長の諮問に関する事項
- 4 特別委員会は、議会の議決により付議された事件を審査する。
- 5 第 115 条の 2 の規定は、委員会について準用する。
- 6 委員会は、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができる。ただし、予算については、この限りでない。
- 7 前項の規定による議案の提出は、文書をもつてしなければならない。

- 8 委員会は、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することができる。
- 9 前各項に定めるもののほか、委員の選任その他委員会に関し必要な事項は、条例で定める。

(議員の議案提出権)

第 112 条 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りでない。

(議会の瑕疵ある議決又は選挙に対する長の処置)

第 176 条 普通地方公共団体の議会の議決について異議があるときは、当該普通地方公共団体の長は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、その議決の日(条例の制定若しくは改廃又は予算に関する議決については、その送付を受けた日)から 10 日以内に理由を示してこれを再議に付することができる。

- 2 前項の規定による議会の議決が再議に付された議決と同じ議決であるときは、その議決は、確定する。
- 3 前項の規定による議決のうち条例の制定若しくは改廃又は予算に関するものについては、出席議員の 3 分の 2 以上の者の同意がなければならない。

■青森市議会委員会条例

(特別委員会の設置等)

第 6 条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

- 2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。
- 3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

■青森市議会会議規則

(秘密の保持)

第 49 条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

- 2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。